## 統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会(第3回)議事録

- 1 日 時 平成 19 年 9 月 25 日 (火) 16 時 00 分から 17 時 50 分
- 2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者

構成員:竹内啓座長、吉澤正座長代理、大橋豊彦委員、土屋隆裕委員、舟岡史雄委員

総務省:川崎茂統計局長、下河内司統計調査部長、飯島信也総務課長、杉山茂調査企画課

長

## 4 議 題

- (1) 平成20年住宅・土地統計調査の民間開放の基本的考え方について
- (2)統計利用者、民間事業者からの意見聴取状況について
- (3)今後の検討スケジュールについて
- (4)その他

## 5 配布資料

- (1) 平成20年住宅・土地統計調査の民間開放の基本的考え方について
- (2)統計利用者からの意見聴取の結果
- (3)民間事業者からの意見聴取状況
- (4)懇談会における今後の検討スケジュール
- (5)個人企業経済調査の取組状況
- (6) 平成19年就業構造基本調査における民間開放の実施状況

## 6 議事録

午後 4時00分 開会

竹内座長 ただいまから第3回統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会を開催します。本日は、今泉委員と高橋委員が所用により欠席されるということです。

では、議題に入らせていただきます。最初の議題は、平成20年住宅・土地統計調査の取組み の方向性についてということで、資料1に基づいて事務局からご説明をいただきます。

杉山調査企画課長 調査企画課の杉山でございます。私から説明いたします。

資料1をごらんください。平成20年住宅・土地統計調査の民間開放の基本的考え方についてです。

初めに平成20年の住宅・土地統計調査の概要についてご説明いたします。現時点での概要ということでごらんください。

(1)調査の地域・対象でございますけれども、約21万の調査単位区内から抽出した約350 万住戸・世帯についての調査です。 で住戸、 で に居住している世帯ということで、住戸 と世帯の2つが対象になります。

次に、(2)調査事項でございますけれども、まず 世帯に関する事項があり、世帯構成と か年間収入等を調べます。それから 現住居に関する事項ということで、居住室の広さ、住宅 の建て方等を調べます。それから 現住居以外の住宅・土地に関する事項ということで、敷地 面積や所有関係等を調べるということになっています。

それから、(3)調査票の種類でございますけれども、 世帯調査票につきましては、甲、乙と2つあります。甲につきましては(2)調査事項の と を、乙につきましては(2)調査事項の から までを把握するということで整理されるものです。それから、 建物調査票でございますけれども、調査員が記入するのが(2)調査事項の の部分です。建物についての外観を把握するという調査です。

それから、(4)の調査の方法でございますけれども、調査員が世帯に調査票と調査票提出 用封筒を配布しまして、世帯が任意に封入して調査員に提出する方法を基本としております。 任意封入方式といわれているものを基本とするということでございます。それから、 にあり ますように、一部の市区町村においては、試行的ではありますけれども、全世帯に調査票を封 入して提出する方法を実施いたします。それから同様に、オンラインにつきましても、一部の 市区町村において試行的に実施ということで計画しているものであります。それから、 が、 調査員が現住居に関する事項を概観から把握して、建物調査票に記入するという方式をとって いるものです。

以上が、調査の概要でございます。

竹内座長 350万世帯についてということですが、これは調査票甲のほうですね。

杉山調査企画課長 そうです。ショートフォームのほうです。

竹内座長 乙のほうはその何分の1でしたか。

杉山調査企画課長 50万住戸です。約50万なので7分の1です。

竹内座長 乙は7分の1で、ほぼ50万戸ということになるわけですね。何かご質問があった ら、挙手でしてください。どうぞ。

なければ次に行って結構です。

杉山調査企画課長 次に、2枚目の試験調査の結果についてご説明します。

今年、神奈川県の川崎市川崎区におきまして、調査票の配布・取集の業務を民間事業者に委託しまして、試験調査を実施いたしました。方式としては、全世帯封入で調査員回収方式ということでございます。( )印に書いてありますように、調査票の配布・回収等の調査事務を民間事業者が実施した場合の効果・問題点等について検証するためのものであることから、不在などが多くて世帯との接触が困難なオートロックマンション、あるいはワンルームマンションなどの共同住宅が多い地域として、川崎市を選定したということでございます。

民間事業者に委託した業務というのは、調査対象名簿の作成の部分、それから建物調査票の 作成、世帯調査票の作成、世帯調査票の配布・取集、調査実施状況等の記録作成及び業務報告 書の作成までの実査の部分でありますが、検査や審査にかかわる部分は除いてあります。

また、調査対象に対しましては、統計局の方から民間事業者に業務を委託して調査を行っているということ、それから、調査票を封入した封筒はそのまま市区町村に提出されまして、市区町村で開封・審査が行われるということを事前に周知した上で実施しております。

次に(1)でございますけれども、その結果を、同じ都市部にあり調査環境の類似している 大阪府高槻市での実施結果と比較する形で分析しました。回収率については、市の合計では顕 著な差は認められなかったものの、調査区の特性別に見ますと、一戸建ての多い調査区などで は高槻市よりも川崎市の回収率が高く、共同住宅でオートロックマンションやワンルームマン ションのある調査区では、高槻市よりも川崎市のほうが低い回収率になったということであり ます。調査区特性ごとに高いものも低いものもあるという状況です。

また、記入漏れ率については顕著な差は認められませんでした。表 1 と表 2 にその数字が出ております。

次に、(2)について、業務遂行状況の面におきまして、調査対象世帯から民間会社の来訪 についての照会が市に入るなどの事例が報告されておりますが、受託事業者において大きな事 故とかスケジュールの遅れ等を生じることなく実施していたということでございます。

ちなみに、この調査会社の調査員の内訳等について( )印に書いてございます。受託事業者は、全国で750名の専属調査員を擁している会社でございまして、その中でもトップクラスのフィールドマネジャーであるとか、あるいはエリアアシスタントから選任した者を調査に充てておりまして、これとその社員4名による管理体制が適切に機能したことと相まって、このような結果が出たのではないかと考えているところです。

最後に(3)ですが、以上のように調査票の配布・取集等に係る業務の民間開放につきまして、試験調査は小規模なものではありますけれども、封入提出された調査票がそのまま市区町村に提出される全世帯封入方式をとった今回の調査方法のもとでは、明らかな質の低下とか、あるいは逆に向上、そういったものは見られなかったということです。

以上です。

竹内座長 どうもありがとうございました。

今の住宅・土地統計調査の民間開放に関することについてご説明いただいたわけですが、何かご議論、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

大橋委員 今、分析中だろうけれども、その共同住宅とかオートロックマンションについては、高槻市に比べると川崎市の数字が悪くなっていますが、特にオートロックマンションでは15%ほど悪くなっています。その原因や理由は何でしょうか。

江刺補佐 まさしく今、分析中でございますが、高槻市とそれから川崎市の回収率の裏返しで、いわゆる未回収率という形の中身を見ますと、川崎市の方では、どちらかというと不在による未回収が多いという状況になっており、高槻市の方は、不在よりもむしろ、いわゆる非協力というような形での未回収が多いというような状況にはなっております。関西地区は従来からプライバシー意識の高い地域と言われていますが、そういった面が現れているのではないかと思っております。

竹内座長 それは逆に、高槻市の方が一戸建てとか、共同住宅というようなことで、普通の住宅の方での回収が低いということになるということですか。高槻市というのはそういう意味で、そういうプライバシー意識が高くて、調査に対する協力度が割合低いという地域なのだろうかという気がします。

舟岡委員 以前はクラスターサンプリングでしたが、その結果と比較して、地域特性を明ら

かにできないでしょうか。

江刺補佐 前回調査の結果ということでしょうか。

舟岡委員 ではなく、クラスターサンプリングで実施した調査です。高槻市、川崎市で幾つかの調査区が割り当てられているはずです。そのときの回収状況と比較して、地域特性を踏まえて、特に大阪府の高槻市については、回収状況が建物の構造によってこう違うとか、川崎市はどうなのかといった検討です。

川崎統計局長 先生がおっしゃったのは、過去の本調査と比べてですね。

舟岡委員 ええ、そうです。

川崎統計局長 そこは少し条件が違うかもしれませんが、担当から答えがわかるようですので。

江刺補佐 まず、過去の本調査の結果との比較につきましては、まだ分析中ということでして、まだ作業が終わっておりません。

舟岡委員 そうですか。

土屋委員 すみません。今、パーセントで結果が出ていますけれども、具体的な数は、つま リオートロックマンションの14ポイントの差は、具体的には何世帯違うんでしょうか。

竹内座長 そうですね。オートロックマンションの、調査区のというのはもともと何世帯ぐらいあるかでないと、そこは非常に数が少ないこともあるので。

江刺補佐 川崎市、高槻市いずれにおきましても、大体住戸数としましては、それぞれ200住戸でございます。今回、市の合計で200住戸・世帯ということです。4つの地域特性、それぞれ均等に調査区は割り当ててございます。

竹内座長 では、ほぼ50住戸ということですね。

江刺補佐 それぞれの地域特性ごとに50住戸というような形でございます。

竹内座長 標本数が50で小数点以下のパーセントまで出されると、実際のイメージよりかなり正確そうに見えてしまいますね。1戸ずれるだけで2%ずれるわけだから、小数点以下の数字はない方がいいかもしれません。

すると、調査票の記入漏れ率というようなことを見ると、これは本当に少ないわけですね。 1.9%とあるけれども、実数としても非常に少ない、たいしたこと無い数字です。1.9%の例えば、ほぼ200だとすれば4住戸くらいというわけですか。建物調査票は少ないのは当たり前で、それは調査員が概観から見ればいいんだから。

それで、注のところで、受託した業者はトップクラスのフィールドマネジャーとエリアアシ

スタントの調査員と、社員4名により管理体制というようなことをやっていると書いてあり、 随分と正確に調査を行われるような体制をつくってやったように捉えられます。調査員の質と いうのを別にすると、数の面からすればこれでいいのですかそれとも、平均以上に資源を投入 しているということになりますか。質の高い調査員を入れたということはいいですけれども、 数からしても多いのではないですか。

江刺補佐 調査員の数は、高槻市と川崎市で全く同じ調査員の数になっております。

竹内座長 それから、管理体制についてもそうですか。

江刺補佐 管理体制の方になりますと、民間事業者の方は4名の職員を使っているということまた、川崎市の試験調査は、統計局が委託契約をして行っているということもございますので、そういう意味では比較ができないかと思います。

竹内座長 まあそうですね。もっと大規模な調査では、たった200世帯について4名の職員が張りつくということはありそうもないようなことでから、少し手間がかかっているのではないかという気はします。

それで、試験調査は小規模なものであったが、そのまま質の低下とか、逆に質の向上は見られなかったというのが一応の結論のようですけれども、それは私もそんな印象だという気はしますが、逆に言うと、この小規模な部分についてこの企業がかなり相当の力を入れてやったからそれだけの質が上がったのであって、もっと大規模な調査を頼んだときに、これだけの調査員の質とか管理体制がとれるかどうかは証拠があるわけではないけれども、その辺は疑問であるうと思います。その辺は、どういうふうに結論づけられますか。

杉山調査企画課長 それは次のページにあります。受託事業者の規模ということで、3の(2)のあたりでコメントしたいと思いますけれども、結論的には、全国のベースでできるような事業者はなかなかいなくて、これは、前の研究会でもそういう方向性であったと存じますけれども、実際に、例えば全国ベースですと1万から2万世帯程度が上限だというふうに言われていますので、これを拡大していった場合に、どの辺までで切るかというのは、およそ限界はあるというのが我々の見方です。

竹内座長 それで、この試験調査の結果を使って、本番ではどういうふうにこの問題に取り 組むことになるのですか。何か決まっているものがあるのですか。

杉山調査企画課長 基本的な考え方としては、現在動いております19年度の就業構造基本調査を参考にしながらやりたいというふうに考えております。同じ世帯調査ですので、そういう発想です。

竹内座長 そうすると、同じような方式で、民間開放してもその相手に応じてくれるところがないとしようがないけれども、全国にオープンにして、そして市区町村単位で変えるのですか。 やるということですか。

下河内統計調査部長 今回試験調査を行いまして、結果がどうなるだろうかということを私 ども一番注目していたわけですけれども、高槻市と比較した結果、一応そこそこの結果が出て いるというようなことでございます。先ほど先生の方からお話がございましたように、割と質のいい指導者的な調査員が担当したということであり、一定のレベルは確保できるのではない かというふうに、私どもでは判断いたしました。そこで来年度の住宅・土地につきましても、 やっていけるところがあるのではないかと考えております。

今、お話がございましたように、それではどこで実施できるのかということですが、次のページ下の方に(2)というのがございまして、それは、受託事業者等からの話を参考にいたしますと、今回やりましたような形での調査というのは、やはり調査員をある程度確保できるエリアでないと難しいだろうということです。例えば、首都圏とか近畿圏等におきましては、民間事業者も一定規模の調査員を確保しているということはあります。

そこで、首都圏ですと大体5,000から1万世帯程度。また、近畿圏では1,500から2,500世帯は民間事業者の受け皿として可能な数ではなかろうかということです。来年度に向けましては、首都圏とか近畿圏だとこれぐらいで可能ではないかということは、自治体の皆さんにお話ししたいと考えています。

それ以外の地域では、それほど調査員を現地では確保していない可能性が高い。首都圏とか 近畿圏の調査員を地方に出向かせますと、今度は旅費等が必要になりますので、採算上非常に 難しいということがあるのではないかとの想定があります。地元の調査員を確保できるという ことが可能なら一番いいわけですけれども、今のところなかなかその点は楽観できないのでは なかろうかということで、今、都道府県の皆さんにもそういった事情をお話ししながら、首都 圏、近畿圏ではこれぐらい業者で確保できそうです。それ以外の地域で地元での調査員が確保 できる業者が、確実に把握できるのであればどうでしょうかという形で、来年度に向けまして、 今年の越前市における就業構造基本調査の中で取り組んだ形はこうなっておりますという材料 とあわせて、今回の試験調査の結果もお示しして、来年度に手を挙げていただけるところがあ るかどうかという検討をしていきたいと基本的には考えているところでございます。

舟岡委員 費用は予定と比べてどういう状態でしたか。

江刺補佐 落札より費用がかかったようです。

舟岡委員 赤字ということですか。

竹内座長 それは誰が負担したのですか。

江刺補佐 業者の持ち出しという形になります。入札に際しては、基準額というものがありますけれども、この金額は申し上げられないのですが、入札をかけるときに、今回の試験調査を受託した業者を含めて4社の応札があり、入札基準額よりも安いところと高いところがあり、その中で一番安く落札した額ということです。なお、金額だけではなくて、過去の調査の実績ですとか実施体制ですとか、そういったものを加味して事前の審査を行い、それに合格した4社での入札という形になっております。

竹内座長 それは一応審査してから、適格だった業者だけに入札をした。

江刺補佐 そうです。

舟岡委員 入札金額は、その基準額よりも高いのですか、低いのですか。こういう情報は難 しいですか。

江刺補佐 入札額は基準価格よりはトータル的には下回っている状態でございます。

川崎市以外の試験調査実施市に比べると相当金額がかかっているという形になっております。

竹内座長 では、もともとの入札基準額の算定はどういうふうにされたわけですか。金額は 言えないとしてもその計算のルールはどういうものですか。

江刺補佐 要するに人件費をどうみるかということかと思います。

竹内座長 それは地方公共団体の人件費は入っていないということですか。

江刺補佐 そうです。

竹内座長 ただし、調査員の手当ては入っている。

江刺補佐 当然のことながら、調査員の報酬は入っております。

竹内座長 それは、地方公共団体は管理費の分、管理にかかわる人件費は一般財源としても う既に地方公共団体に行っていると思っていいと思います。だけれども、その国からの交付金 の分も含めたとして、地方公共団体でかけている費用というのは、どれぐらいか検討がつきま すか。

江刺補佐 地方公共団体の方での、いわゆる人件費につきましては、ちょっと積算ができない状況です。いろいろな前提を踏まえて多分推計なりをしないといけないだろうと思っております。

竹内座長 業者の方は赤字になるだろうということは、初めからわかっていて応札したということですか。

江刺補佐 その辺の事情までは、ちょっと分かりかねます。

竹内座長 この前の業者ヒアリングの印象からすると、今回も多分本当にそうではないかという気はします。ただ、もし本当に入札額と実費用に大きな開きがあるとしたら、それはそれで問題ではないかと思います。

今後、来年度本調査で民間開放をするときには、今のその基準価格というのは、大体今回と 同じ水準で考えられるわけですか。

江刺補佐 今回の基準価格は、今回のうちの試験調査の実施方法なり、実施規模なりそういったものを基準にして算定した額と聞いておりますので、本調査の場合にはまた違う形になるものと思われます。

竹内座長 つまり、気になるのは、今回の委託実施費用は、法定受託としての委託費を上回る額を基準とし、その上で実際かかった本来の金額がさらに上だとすると、かなりかかっているわけですから、本調査の場合に、予算上大丈夫ですかということですが。

下河内統計調査部長 よろしいですか。

基本的には、民間開放することによって、委託費が余分にかかるということは認められませんので、今年の就業構造基本調査の越前市部分につきましても、他の市町村と同一基準での額の委託費を交付しているという状況です。ですから、今回あくまでも試験調査ですので、今申し上げましたようなことになっておりますけれども、来年度の本調査ではほかの市町村直営でやるところと同一基準の委託費しか交付しません。そういう意味では、受託業者に費用効率化していただき、民間委託で通常の委託費と同じレベルでも調査ができるという判断を自治体でしていただけるかどうかによるものです。その際には、先ほど江刺からお話しございましたように、通常かかります人件費とはいわゆる専任職員費等で別途地方公共団体にいっている費用で賄っているものであり、それ以外の部分で来ております委託費で民間委託できるかどうかというご判断をしていただかなければならないと考えております。

竹内座長 あるいはその民間委託のときに、その一般管理費に当たる部分は、通常の人件費 を減らすことで可能ならば、地方自治体でそれは上乗せすることはありうるわけですね。

舟岡委員 当然、市町村によって入札基準価額は異なることになりますね。すなわち、それ ぞれがどれだけ持ち出ししても良いかの覚悟の程度によって高くなったり低くなったりする。 要するに、この調査のためだけに人一人減らすことはできないわけで、ある程度恒常的に人を 抱えているとすれば、人件費がその分節約されることにはならない。

竹内座長 長期的には節約されるかもしれないけれども、少なくとも短期的にはならないで

すね。

舟岡委員 短期的にはなりませんね。

竹内座長 一方で、今交付されている部分だけで民間委託できるかどうかは、ちょっと無理 ではないかなという気がしますけれども、それはどうですか。

杉山調査企画課長 経費の関係は、この試験調査段階でまだ整理されていないところもありますので、委託費の関係あるいは市町村での負担の関係など、ある程度整理させていただきたいと思います。

舟岡委員 費用が違うのですか。

江刺補佐 試験調査と本調査の規模は全く違いますので。

舟岡委員 1戸当たりの金額とか、1調査区当たりの金額は決まってくるのでは。

竹内座長 つまり本調査の場合に、例えば200戸分に当たるの分は幾らぐらいでしょうということです。

飯島総務課長 規模が変わるとスケールメリットも出てくるのと、また指導員という形の手当ものもありますので、今回試験調査ですと人数的にも少なくなりますし、都道府県の方には恐らく市町村、指導員の手当ては全く交付しておりませんので、純粋に調査員の手当てだけになっています。けれども、本体調査ではその部分がまた追加になってまいりますので。

舟岡委員 指導員は10人に1人でしたか。

竹内座長 ですから、大体どのぐらいの予算のベースになるかという話で、これが余りにも 現実のコストより低かったら、それは無理ではないですかね。どこも応札するところがなかっ たのでできませんでしたというのはともかく、無理やり応募していい加減な調査になることが 一番困りますから、その辺はやはりよく検討していただく必要がありそうです。これは全部コ ストに依存しますから、きちんとお金を出せばまじめな仕事ができるというのが一般的だと思 います。

吉澤座長代理 1ついいですか。関連するのですが、この住調の場合には、資料の、民間事業者に委託した業務というところですけれども、調査対象名簿の作成とか建物調査票の作成、それから世帯調査票の作成というのがあって、そのあとに世帯調査票の配布と取集、そのあとにまた、調査実施状況等の記録作成及び業務報告書の作成という業務の中身があるわけですね。普通の例では国勢調査などでいうと、調査員は配布・回収してという、そこだけというようなイメージなのに対し、こちらは、対象名簿の作成とか調査票の作成に民間業者がかかわるというような形になっていますよね。だから、例えばこの調査、実査を委託するというときに、配

布して回収という以外の業務を随分やっていたと思います。

そこで、その調査員が実際に観察して書く部分の仕事も相当あるわけで、だから、普通ただ配布して書いてもらい回収という以外の部分というもののコストが相当あるため調査員の質についてもそういうところを要求しているということを明確にしておく必要があると思います。というかな、何か世の中がこういう民間委託というものがうまくいくかいかないかと見ているときに、実査の部分に関しては、非常に単純作業だけというイメージを持ちがちですね。調査対象名簿の作成は、調査員がかかわるのか、管理者だけがやればいいのか、それから、それを取りまとめるような間接管理というか管理者的な仕事は、従来であれば調査員ではなくやはり市町村の中で責任者がやる。その辺の仕事の振り分けや、実際民間委託するときには、委託する側がこの管理的なことは引き受けるから、単純なところだけをやってくれという場合と、最後の審査までというとこれは問題かもしれないけれども、どこまで委託するかによって相当違って来ると思います。ですから、その辺のところを、この分析のときにもう少し明確にしていただく必要があると思います。

竹内座長 調査員がやる仕事というのは、国がやっている調査の場合にも調査員がやっている仕事をやっているのでしょう。

杉山調査企画課長 大体はそうです。

舟岡委員 別紙を見て驚いたのですが、市町村の審査はより簡素化とのことですが、この審査業務は非常に重要でして、単に統計の品質を高い水準で維持するだけではなくて、その業務を通して、統計調査を改善するときの非常に重要で貴重な情報が得られます。その情報が吸い上げられるような仕組みができていないと、統計調査は改善されません。どこに問題があったかについて、市町村あるいは都道府県、そして統計局が把握できない、これは問題ではないですか。個人企業経済調査と科学技術研究調査の民間開放について審議するとき、このエディテイングは企画・設計と並んで統計の根幹となる部分で、ここまで含めて民間開放するのはいろいるな点でところで問題であり、包括的な開放といってもそこは含めないという、そういう理解でしたね。

竹内座長 そうですね。どの図ですか。

舟岡委員 ちょっと踏み込み過ぎではないですか。

杉山調査企画課長 別紙は2枚になっていまして、1枚目は包括的民間開放のケース1の場合で、これは封入分の調査票の審査業務も含めて民間開放する場合と、一応考えられるというケースパターンで書いたもので、決定ということではないです。その次の2枚目をごらんいた

だきたいのですが、2枚目では、封入分の審査業務は市区町村で実施するということで、この パターンも考えられる。

竹内座長 今回はどちらですか。

杉山調査企画課長 今回は、ケース2で試験調査をやっております。

江刺補佐 封入提出を除く審査は民間で行いました。

杉山調査企画課長 審査は官がするということで、2枚目のケース2の方で試験調査をやって実施しております。

竹内座長 ケース1とケース2の違いは、つまり封入したものを民間事業者のところで開 封・審査するか、それとも市町村に持っていくかという違いですか。

杉山調査企画課長 そうです。

竹内座長 市区町村で、つまりケース1の場合でも、封入しないものは民間業者のところで 一応は審査するわけですね。

杉山調査企画課長 そのような形になります。

竹内座長 それはそうでしょうね。それですぐフィードバックできるのならフィードバック した方がいいですから。もう一度市町村で審査するのですか。

市町村に納品されたものは、その後審査とあるけれども、それは従来の審査より簡素化して チェックするということですね。つまり、一度業者の方でチェックしてもらってあるから、そ の後もう一度、多少簡素化してチェックするというのがこのケース1の話ですね。ケース2の 場合は、開封していないものは本格的に審査する、そうでないものは簡単な審査でやるという こと、そういうことでしょう。それはわかりますね。

舟岡委員が言われているのは、その検査・審査も業者にやらせ、情報が戻ってこないのはよろしくないということですか。まあ、それごとに情報を聞くことはできると思いますけれども。 舟岡委員 専門性の向上をうたっていながら、これでは専門性の向上をどこで果たせるのでしょうか。

竹内座長 逆に言えば、業者も一遍にできるかどうかわからないけれども、ある意味では業者自体が専門的能力を持つためには、検査・審査を業者が行う方がいい面もあるわけです。そうすれば調査の現場にすぐフィードバックできますから。そうでないと、市区町村で全部審査すると、いい加減な調査票があったときに、これ何とかしてくださいともう一遍市区町村からその業者に戻さなければならないでしょう。やはり第一段階の審査は業者の方がやる。ただ二度手間になる部分はかなりあって、その二度手間を全く避けたらまずいと思いますけれども。

吉澤座長代理 開封をさせるかさせないかが非常に問題になります。

竹内座長 ここのところは、開封させるかどうかはかなり問題で、これは、記入者側も、業者のところで開封されてしまうのは嫌だという人いるかもしれないという問題はあると思います。特に業者が来たからには開封されたくないという人がいたら、その場合には多分調査員に開封されるのが嫌だというのではなくて、業者に開封されるのが嫌だということになる可能性が多いですから。ケース1の方だと、問題が起こるかもしれませんよね。

川崎統計局長 補足的によろしいですか。今、先生方がご指摘のとおりの問題がありまして、どちらのケースを選ぶのがいいのかというのは、我々の間でもまだ議論して大分悩んでいるところですが、もう一つ悩ましいのは、費用の負担をどう考えるかというのがあります。開封せずに市町村に提出すると、これは民間業者の方は非常に負担が少なくて単価が変わるわけです。そうすると、その費用をむしろ市町村での事務費用に充てないといけないということが起こるわけです。受託事業者から見れば、ちゃんと未封入で提出されたものが多いほどもうけが多くなるわけで、例えば封入して提出されたものであっても、開封して、それで収入を上げようというインセンティブが働きかねないところがある。それは世帯の側で封入して提出したかどうかというのを市役所の方でチェックするというのは極めて難しいことですので、その意味では、これはどちらを選んでも結構悩みが大きいということがあることは事実です。そこはむしろ我々も考えますし、また市町村との議論なども通じながら、答えを見つけていきたいと考えているところです。

竹内座長 そういうことが面倒でないのであれば、全部封入してということにすれば簡単だけれども、そうするとまたコストがひっくり返ってしまうということがあり、全体としてのコストが余計にかかってしまう可能性がある、だから難しいですね。

越前市における就業構造基本調査の場合には、どうなったのですか。封入したのも事業者の ところで開封したのですか。

川崎統計局長 そうです。

竹内座長 それは、調査対象者は知っていたのですか。

杉山調査企画課長 そこは承知の上で、こういう流れで処理しているものです。

柴沼補佐 その結果どうなるかというところは、10月の調査期間に入ってまいりました後、 越前市での状況が見えてまいるかと考えております。

大橋委員 まだ実際にやっていないのですね。

竹内座長
それは越前市の結果を見てからですね。

舟岡委員 別の問題でもいいですか。地方公共団体の意向等とは、都道府県だけですか。市 町村からは聞かなかったのですか。

柴沼補佐 都道府県だけです。

舟岡委員 少し心配な点があります。住宅・土地統計調査は、ちょうど国勢調査の間に実施されるので、この調査があることで市町村の協議会がきちんと維持されて、統計調査についての専門的な知識をある程度確保した上で国勢調査が円滑に行われる。住宅・土地統計調査には国勢調査の準備的な意義もある。特に、市町村が抱えている登録調査員等の仕組みが機能しなくなることについて、市町村に聞くと懸念の声が出るかもしれません。都道府県は登録調査員とは直接的に関係ありませんから、そこはどうでしょうか。

柴沼補佐 この照会は8月時点で実施したものです。余り材料のない中で、都道府県には、 現時点のお考えをお聞かせいただきたいということで聞かざるを得なかったということで、市 町村との協議等につきましては、各都道府県のご判断にお任せした形です。都道府県によって は、市区町村と相談して、先生のご指摘のようなことも含めて、いろいろと懸念等を伝えてき ているといったことはございます。

舟岡委員 やはり、住調を民間開放して国調がきちんとできるかが大変心配ですね。

竹内座長 その点は、市区町村の前に県段階でもやっぱり考えてもらう必要があるということでしょう。どのみち2段階でやらざるを得ないわけでしょう。民間開放でもその市区町村が民間開放をやりますということを直接言うわけではなく、結局は県を通じていくわけでしょう。杉山調査企画課長 まず、都道府県の方で条例の手当てをしないといけませんし。順番としては、都道府県それから市町村ということで事務が流れるものですし、それぞれの手続は必要となるものです。

竹内座長 だから、都道府県の方で民間開放をするかどうかを決めるときに、国調のことまでも考えてもらわなければいけないということでしょう。

下河内統計調査部長 よろしいですか。

今のところ、この試験調査が終ったばかりで、都道府県と政令指定都市の皆さんに来ていただいて、一応お話しをしているという状況でございます。ですから、舟岡先生ご指摘のように、私どもが今、地方公共団体の意向を伺いましたのは、まだ試験調査の結果も出ていないとさっきお話がございましたように、委託料はどうなるかとか、あるいは民間事業者は果たして確保できるのかと、どれぐらいの規模で確保できるのかというのも、まだ正確にはお示ししていないという状況でございますので、ですから、そういったものはこれからご提示すると。

それから、私どもは住調で民間開放して、それが国調にどう影響するのかと、実はここの点はまだ都道府県なり市町村の皆さんとも意見交換をしておりませんので、この点もあわせて検討していく必要があるだろうと思っております。

ただ、今回の結果を見ますと、先ほど申し上げましたように、首都圏で大体、先ほど申し上げましたように5,000から1万世帯ぐらいと、それから近畿圏で1,500から2,500世帯ぐらい。 簡単に言いますと、今回の試験調査は川崎市の川崎区のごく一部で行ったわけですけれども、 今回の結果から大体の推測を行いますと、川崎市の1つの行政区、例えば川崎区全部をやるの もボリューム的には難しいではないかというような推測をしておりまして、もっと小さいエリ アで、例えば人口が5万人ぐらいの市で、どれぐらいのボリュームになって今回の受託業者が 確保できるのかと。舟岡先生がご指摘のように、そのレベルのものが次の国勢調査の国民の皆 さんの協力と言いますか、それにどういう影響を民間開放として与えるのかというところは、 実はそこまでまだ私ども考えがまとまっていないという状況でございます。

大橋委員 別のことでもいいですか。

川崎市の試験調査を受託した業者の説明を受けて、非常に私は興味と関心を持ったのが、この受託業者の750名の調査員を2つのランクに分けている、グレーディングしているということですが、この委員会で1年近く議論してきて、議論の中心はやはりいかにして優秀な調査員を確保するかということにあるのではないかと思います。けれども、この業者というのは、トップクラスのフィールドマネジャーとそれに次ぐエリアアシスタントという、そういう2つのグレードの調査員を確保している。ということで、私の聞きたいのは、この2つのフィールドマネジャーとエリアアシスタントは、どういう資格の人を選別しているのかどうか、それからこの人たち、こういう選別をしているということは、例えば報酬等の点において差が出てくるのかどうか、その辺わかれば教えてほしいと思います。ある意味では企業秘密みたいなところがあるのかもしれませんが。

柴沼補佐 詳細までは把握しておりませんが、フィールドマネジャーがこの会社のトップクラス、エリアアシスタントがその次です。残りはそういうランクにない方々というところまででございます。

竹内座長 調査員とありますね。この指導員というのはエリアアシスタントぐらいのことですかね。こういう意味だとフィールドマネジャーというのは相当上の、専門的な、指導員より少し格が上みたいですね。

柴沼補佐 この会社であれば、新しく入った調査員の方には、この高いベテランのランクの

人たちがついて回ってトレーニングする。そういったことをやっているようですので、官でい うところの指導員にある意味似ているのかもしれません。

大橋委員 その区分けする理由としては、調査経験年数みたいなものがひとつの基準になっていると、そんな感じですか。

江刺補佐 推測ですけれども、多分そうではないかと思っております。実際にこの2名のフィールドマネジャーの経験年数が20数年と聞いておりますので、やはり経験年数が長くて、なおかつ指導力のある人ということではないかと思います。

資格というお話がありましたけれども、この業者の調査スタッフの選考に当たって、特別な 資格を設けているということは聞いておりませんので、先ほどの経験なり指導力というような 感じではないかと思います。

竹内座長 今、フィールドマネジャー、指導員というのはどういう資格でしたか。どういう 基準でなったのですか。

江刺補佐 これはやはり調査員を十分指導できる者ということで、例えば年齢的な部分もありますけれども、基本的にはやはり調査の経験があって、調査員を指導できる人ということです。

竹内座長 それはだれが認定するのですか。

江刺補佐 それは事業者が選考します。

竹内座長 事業者が調査員の中から認定するということですか。

江刺補佐 そうです。

竹内座長 報酬も少し差があるのですか。

江刺補佐 あります。

竹内座長 余り大きな差ではなかったと思いますけれども。前にアメリカの調査員のことを 調べたときに、アメリカではそのフィールドワークの調査員では、ランクが幾つかあって、そ れで一番上と下では日給が2倍ぐらい違います。日給が2倍違っても仕事は3倍くらいできる から、その日給の高い人の方が結局安いと言っていました。だから、日本でももう少し報酬に 差をつけた方がいいのではないかなと思ったことがありますけれども、多分民間ではもう少し 報酬の差がついていると思いますね。

舟岡委員 ここの住宅統計調査については専属調査員が担当していて、他社の調査には従事 しない調査員です。言ってみれば、調査のために丸抱えしている調査員がいる。もし、このよ うな受託事業者が今後各種の統計調査を受託することになると、登録調査員はその業務から締 め出されるということになりますね。

竹内座長 公的調査に従事することはと書いてあるけれども。

舟岡委員 この専属調査員が公的調査に従事することはできても、公的調査をこれまでずっとやって来た人が、その調査は民間が受託してしまったから、もう受けられないということですか。

竹内座長 受けられない。

舟岡委員 できないということになりますと、民間事業者の調査で続けられるかというと、 どうですか。

竹内座長 この専属調査員の中に、国の調査員をやっている人がかなり今でもいるんですか。 杉山調査企画課長 そこのところを補足しますと、現に動いている就業構造基本調査の、今、 越前市でやっている分については、登録調査員がその中に入っております。

舟岡委員 それは受託事業者が別の会社でしょう。

杉山調査企画課長 会社は違います。

舟岡委員 この受託事業者が受託した場合にはどうかということを聞きました。

竹内座長 この750名の専属調査員の中には、国の登録調査をやる調査員も入っているのですか。

杉山調査企画課長 入っていないです。

舟岡委員 マーケティング等の調査を行う人はたくさんいますから。

竹内座長 国勢調査に寄与することは可と書いてあるから入ってもいいはずだけれども、入っていますか、いないのですか。

杉山調査企画課長 この750人は、登録調査員ではなく純粋に民間の人です。登録調査員とは別です。

下河内統計調査部長 よろしいですか。

舟岡先生がご指摘のように、先ほど申し上げましたように、専任の調査員で例えば首都圏で 5万人規模のどこかの市がやろうということになりますと、そこに多分首都圏にいるその会社 の専属調査員を集めてそこの調査をやると思われますので、そのエリアで住調として従来お願いしておりました登録調査員の方がはじき出されるという可能性はあると思います。

逆に、さっき越前市について申し上げましたように、地方で手を挙げていただくと、多分専 属の調査員がそのエリアで極めて少ないですから、手を挙げていただいた業者は登録調査員の 方を例えばあっせんしてもらって、そこで使うということを考えることはあると思いますけれ ども。

舟岡委員 それは、事業者によると思っています。

下河内統計調査部長 そうです。

竹内座長 逆に入札に際して、登録調査員を使うということは、一種のプラスの条件として 考慮するということは。どういうふうに調査員を選んでくるかということについて。

舟岡委員 それをすると民間の創意工夫を排除することになってまずくないですか。

竹内座長 経験ある調査員は民間にも使ってもらった方がいいと思います。

舟岡委員 使うことを義務化とか。使うとポイントを上げるとか。

竹内座長 義務ではなくて単に使ってもいいということです。考慮するだけの話で、それは もちろん、専属調査員でもっとすぐれた人を抱えているところがわかればそちらでもいいです けれども、急に素人を集めるよりは登録調査員を使うその方がよほどいいと思いますよ。

舟岡委員 専属調査員がいますと、専属調査員に仕事をさせる必要があります。同じように、 地方で統計調査の実務にかかわっておられる方が、経常的に調査がないと困ると、よく述べら れます。

竹内座長 なければ困る。

舟岡委員 専業的に業務をやっていけないので、統計調査員にならずにほかの仕事を探して いるといった意見をよく聞きますので。

竹内座長 全体としてはこの750名の専属調査員というのは、随分多いなとちょっとびっく りしているのだけれども、つまりそれを専属でそれだけ抱え込んでおけるということが。です けれども、イメージとしては、調査員の人的資源のプールというのは非常に少ないから、民間 委託をしても国の調査をする調査員も大いに利用すべきだと思うわけです。だからそういう方 向で考えれば、こちらが出たらこっちは失業してしまうという状況ではないと思うのですが。

舟岡委員 国調が円滑に実施できるかどうかとも絡みますが、登録調査員にある程度調査業務がないと、協議会を維持するのは難しいと思います。この受託事業者についても、専属調査員は、この会社の性格からして、マーケティングを主要な調査業務とする調査員だと思いますが、そういう人たちに恒常的に仕事を提供しないと抱え切れなくなりますね。

竹内座長 それはそうだけれども、今まで750人専属調査員を抱えていた。今までの仕事でもとにかくこれだけ抱えることができていたわけでしょう。だから、もしこの会社がもっと国の調査もやろうということであれば、この会社においてもっと調査員が大勢必要になるはずだと思います。

舟岡委員 何ともわかりませんが。

竹内座長 そうすれば、むしろ今の登録調査員がそっちに雇用される形のことを考えた方が いいと思うのです。私は、調査員の人材プールというのは不足気味だと理解していますので。 舟岡委員 そうです。

竹内座長 民間、国を通してですよ。だから、そこで失業問題が起こるということは余り想像しないですけれども。むしろ、民間会社のいい加減な会社が、全く資格のない学生アルバイトみたいなものをどんどん集めて調査をやってしまうということになれば、それは優秀な調査員が民間、国を問わず失業するということになるけれども、その状況はぜひ排除したいですから。だから、民間も登録調査員を使うということにすれば、そこのところはあまり心配しなくていいような気がすしますが、どうですか。

川崎統計局長 これは、かなり仮定の話なので、なかなか結論がでない話かもしれないと思いますが、私は今のお話を聞きながら一番心配するのは、登録調査員と民間の専属調査員の競合の問題が出てくると思うんです。恐らく同じ人材をどちらで使うかということが起こるんですが、そのときに、実はこれ大学の先生などから聞いた、大学で委託調査をされた場合のお話ですが、やはり民間の調査をやる場合には、調査実施体に対しての信用力がない分だけ、手当てを弾んだり、あるいは記入対象者に対してのインセンティブを弾んだりということをしないとなかなかうまくいかないので、国の調査よりもどうしてもコスト高になりやすいということをおっしゃるんです。

それはそれとしまして、登録調査員、調査員の経験のある方を官の登録調査員で使うか、それとも民間専属調査員として使うかという事態が起こってきますと、いい人はどんどん金の高い方に流れていくという可能性が出てきて、そうなってくると国のために登録調査員で安い費用でやってくださいというのはなかなか集まりにくくなって、結果的には人材の枯渇みたいな現象が起こるかもしれない。これは仮定の話だからわかりませんけれども、これはそういう意味では、市町村の登録調査員の制度の実態などもよく聞いてみて、あるいは民間の方の専属調査員の確保の実態を聞いてみた上で判断した方がいいのかなと思いますけれども。

竹内座長 局長がおっしゃるのはそうですけれども、しかし現状では、一方で国からの委託 費が非常に安い費用だとすれば、民間の方が優秀な調査員を高い給料で引き抜くということは、 その場に関してはできないのではないかということも感じるわけです。むしろ、逆に民間の方 で心配しているのは、非常に安いコストで無理に引き受けることによって、民間の方の余り質 のよくない業者が、安い賃金のアルバイトみたいな調査員をたくさん集めて、それによって優 秀な調査員が官民両方とも失業してしまい、統計の質は格段に落ちるというようなことが起こったら一番いけない。むしろそれを心配しているのですけれども。

土屋委員 1ついいですか。前回の資料で、調査票の回収方法を郵送とかオンラインとか、 試験調査で試してみているという話がありましたけれども、どうなりましたか。というのは、 もし、その郵送とかオンラインで回収するようなことであれば、先ほどの封入提出をどこが審 査するかという話とも大きく絡んでくると思うのです。つまり、郵送で回収したものをどこで 審査するかというようなことも絡んでくると思いますが、調査の実施方法はどういうことになったのでしょうか。9月を目途にとありますけれども。

杉山調査企画課長 基本的に1枚目の調査の報告のところにすべて書いたつもりであったのですけれども、オンラインは試行的に実施いたします。それから、郵送については実施しないという結論になりました。郵送のメリットがほとんど見られないということで結論は出ております。

竹内座長 それは統計審議会の方は済んでいますね。

杉山調査企画課長 そういう形で諮問させていただきます。

竹内座長 これから諮問ですか。

杉山調査企画課長 これからです。

竹内座長 統計委員会の諮問事項として決めることになるということで、一応事務局として の案はこういうことですね。

下河内統計調査部長 補足させていただきますと、試験調査など郵送回収方法も実際にやってみましたが、フォローアップを含めましても、やはり回収率はかなり低いということです。 私どもとしては郵送を併用することによりまして、全体としての回収率が上がるのではないかという見込みを立てたのですけれども、実は上がらないということでした。そういう意味では、逆にいうと郵送回収は手間だけかかって結局回収率は上げられないということで、今回は、試行としてインターネットは使わせていただきますけれども、郵送は難しいということで、調査員での回収という形でやらせていただきたいということで、10月に発足いたします統計委員会に諮問させていただきたいと考えているところでございます。

舟岡委員 督促は何回するのですか。

江刺補佐 督促については、調査員が督促状というような形で1回、それから、いわゆるフォローアップ回収ということで未提出の世帯に調査員がその都度何回も訪問して回収に伺うという形をとっております。

竹内座長 郵送回収が思わしくないから調査員回収にするというのは、住宅・土地調査についてはそれでいいですけれども、それは国勢調査の一種の準備調査と考えるとどうですかね。 今度の国調では郵送回収を原則とする方向にあるが、果たしてうまくいくかということで心配な気がします。国調は別の話ですから時間をかけて検討していただく必要があると思います。

それでは、次の議題の「統計利用者、民間事業者からの意見聴取について」に進みたいのですが。

杉山調査企画課長 すみません、資料が中途半端になってしまっているので、最後まで説明 してもよろしいでしょうか。

竹内座長 お願いします。

杉山調査企画課長 次に、今の資料1の3番目の民間開放に対する地方公共団体の意向等というところをご説明します。

若干前後いたしますが、都道府県に照会した結果、検討する予定があるというのが10県ありまして、やる意味はあるのではなかろうかということです。この時点で、情報は十分ない段階ですけれども、一応民間開放を進める方向で動くということであります。

それから、(2)の民間事業者が受託可能な規模でございますけれども、これは試験調査の受託事業者から、受託可能な場合の条件として聴取した内容を見ますと、首都圏で5,000から1万、近畿圏で1,500から2,500ということで、受け皿の存否に当たる判断に当たっての一つの目安というふうに考えてございます。

それから、昨年度の業界団体ヒアリング結果によりますと、各社が受託可能としているのは、 全国で1万から2万世帯、地域単位ではそれより下回る数字ということであります。

次のページにまいります。

民間開放の基本的な考え方ということで、おさらいの部分もありますが、繰り返し申し上げますと、(1)の検討対象となる事務の範囲でございますけれども、いわゆる実査に関することでございます。具体的には調査票の配布・取集・検査及びこれに付随する業務ということであります。()印のところは、先ほどごらんいただいたフローチャートでありまして、封入方式の調査票につきましては、検査・審査を民間がやるか市町村がやるか、2通りの考え方があるということで整理しているところです。

それから、(2)の実施単位でございますけれども、市区町村の全域または政令指定都市の 場合には行政区全域を単位として実施するということを考えております。

それから、(3)の質の確保でございますけれども、過去の調査実績とか調査実施体制を勘

案した上で選定するというスタンスです。受託事業者に対しましては、適時適切な報告義務を 課しまして、必要に応じて是正措置を要求するということで考えております。

それから、(4)の効率性の向上でございますが、以下の取り組みを通じて効率性の検証を整理したいということで、まだ検討中の段階ですけれども、とりあえず試験調査結果の分析・検証を行いながらコスト等の検討をいたしまして、そのほかにも効率を検証するための指標について、就調の実施状況を踏まえながら整理したいと考えています。

それから、(5)の受託可能性の検証でございますけれども、3の(2)を踏まえまして、 民間開放の実施に当たっては、受け皿となる民間事業者の存在について、一定の蓋然性をきち んと見込み得ることが必要であると認識しております。

それから、最後(6)のその他ですけれども、リスク管理の徹底等のために、民間開放の実施に当たりましては、実施市区町村と統計局とそれから都道府県の間で綿密な連絡調整を行うことが必要ということで留意点を書いております。

それから、調査関係資料の審査に係る業務の扱いなどは、就調の試行的に導入した取り組み について、本調査における取り扱いを改めて検討する必要があると考えております。

以上です。

竹内座長の何かご意見がありますか。

大橋委員 ここの基本的考えの、言葉遣いがわからないのでお聞かせいただきたいんですけれども、実施単位ですが、市区町村の全域または政令指定都市の行政区全域を単位として実施する、ここの政令指定都市の行政区全域というのは、政令指定都市の何々区という、この単位だけをやるということですか。

杉山調査企画課長 そのとおりです。

大橋委員 政令都市の全部をやるということではない、ということですか。

竹内座長 1つの行政区の全部ということなんでしょう。

大橋委員 そういう理解でよろしいですか。

杉山調査企画課長 そういう理解で結構です。

下河内統計調査部長 よろしいですか。

ここで書いておりますのは、例えば川崎市が川崎市全部を民間委託でやろうということも可能であるし、1つの区だけでも可能だということを検討しております。お話を伺っております、例えば川崎区の例えばマンション群が固まっている一つの区の中の一部とか、駅前だけをというご要望も場合によってはあるかもしれません。

その場合には、細切れにしますと非常に難しいということがございまして、政令市以外だと 市域全部で選択していただくか、政令市の場合ですと行政区単位で全部民間開放するかとこう いうご判断をしていただきたいという意味でございます。

竹内座長 それはそうでしょうねと思います、現実には。

それでは「統計利用者からの意見聴取の結果」について説明をお願いします。

柴沼補佐 資料2をごらんください。前回懇談会でもご報告致しましたように、特に経常3調査の関係を中心に、利用者の方々からの意見を踏まえながら検討を進める必要があろうということで、8月から9月にかけて、事務局で利用者の方々を回りまして、その結果を簡単にまとめてあります。

まず、意見の聴取先ということですが、ここにありますように、関係府省等と経常3調査の 利活用に知見を有する有識者等ということで回っております。具体的には、内閣府、厚生労働 省、日本銀行、そのほか有識者の方々を回ったということでございます。

意見聴取事項といたしましては、前回もご報告致しましたように、どのようなものに利用していて、その観点からして質として特に重要なものは何なのか、もし、それらに達成されないといったことが生じた場合、具体的にどのような影響がするのか。このあたりを、リスクを考えていく上で重要な情報として聞いてきたということです。また、先般ご議論いただきましたように、むしろこの機会にご意見を伺うことが有益だろうということで、民間開放にかかわらず利用者の方々からいろいろとご意見を頂戴してきたというところです。

結果ですが、後ろの方に整理させていただいております。詳しくは後でごらんいただければと思いますが、ポイントをご説明申し上げますと、まずは、利活用のそれぞれの実態に照らして、それぞれ経常3調査いずれも非常に高い精度が求められていると、その必要性についてはいろいろと具体的なご意見がございました。

また、万が一その精度が低下した場合の影響の大きさ、そういったものについてもいろいる 具体的な例を示しいただいて意見を頂戴しております。例えば、CPIにつきましては、金融 政策決定、あるいは金融市場、金利、債券とか為替、そういった金融市場につきましても多大 な影響があると。そういった観点から、非常に細かな精度のところまで注目を浴びております ので、現在の精度を維持していくということが重要であると。

それから、精度のほかの質としてもう一つ重要なのは、公表の期日ということもございます。 経常3調査、当然公表日時をすべて事前に定めているわけでございますが、そういったものが 遵守できないと、例えばCPIなんかの場合は特にそうでございますけれども、市場の関係者 から不信を持たれる、日本政府が不信を持たれるといったおそれがあり、そういったことは大きな影響があるというご意見がございました。

それから、家計調査につきましては、内閣府の方から、GDPをつくる上で非常に不可欠の 資料であると、そういった各種景気判断指標として非常に重要なものなので、その精度につい ては今後とも向上を図っていただきたいというご意見がございました。

それから、労働力調査につきましては、内閣府のほか厚生労働省などから、例えば月例の報告もそうですし、労働経済白書をつくる際にも、非常に最も基本的なデータとして影響しているということでございまして、特に時系列でトレンドを見ていくといった際に、結局労働力調査の結果を一番ベースとなるデータとして扱っておられるということなので、ある月が欠けるとかそういったことが万が一にもないように、時系列分析に支障が生じないようにやっていただきたいというご意見がありました。

このような質を高く保つべきという観点から、民間開放につきましているいろと心配されるようなご意見も多くございました。1つは、多少のコストは節約できたとしても、この経常3調査の場合、その精度にかかっておる影響、それは場合によっては金額というものもあるわけですけれども、そういったものの大きさからすると、もし万が一質が下がるといったことがあれば、到底カバーできない国としての損失になってしまうといったご意見。

それから、月次調査というこの調査の特質からいたしますと、ある月の調査にもし何らかの 理由でその月の結果が出なかった、あるいは遅れてしまったといったことがありますと、その 影響がそのまま翌月の結果数値、あるいはその関係の分析といったものに響いてくるといった ことがございますので、それは後から回復していくということがなかなか難しいという特性が あると。

それから、万が一、調査拒否が増えるといったことがあった場合は、サンプルにゆがみが生 じるとそういったことの懸念を指摘する声もございました。

他方、民間開放につきましては、実施結果を見て、官と民とで客観的な資料整理して比較するということでいるいろなことが見えてくるのではないか、それは一つの意義として重要だといったご意見。あるいは、民間開放は何がなんでもやるというよりは、それをきっかけとして官と民を比較し、今後の改善に向けた取り組みが出てくる、そういったプラスになるような動きにつなげていくというのは、大きな意義ではないかといったご意見も寄せられております。

こういった意見を踏まえまして、特に経常3調査の関係につきましては、調査票の配布・回収等の業務、これを民間開放にすることにつきましては、こういったご指摘の点をどう受け止

めていくか、そういった点も含めてさらに検討を慎重に進めていく必要があるというふうに考 えております。

このほか、最初に申し上げましたように、この際ということで利用者の方々からさまざまな ご意見をちょうだいいたしました。主なものとしては、やはり精度は一層向上してほしいとい うことの期待、さらに具体的に公表方法についてこういった工夫をしてほしいといったような ご要望を寄せられておりまして、そういったことは民間開放を離れて、各課室、あるいは統計 局としてまた検討していく事柄というふうに考えております。

資料2の関係につきましては、以上のとおりです。

竹内座長 いろいろ興味深いご意見もあるし、それから、ちょっと無理じゃないかなという ご意見もありますけれども、まずはご覧いただいければと思います。

一点、承認統計調査における民間開放という話ですが、これは、ある意味では自由にやって もらってもいいという気がします。内閣府の景気ウォッチャー調査は国が正式にやる調査には なじまず、むしろ民間開放で自由にやっていただいた方がいいのではないかという気がします。 だから、今の指定統計あるいは今後の基幹統計に関しての民間開放については、きちんと原則 をきちんと縛ると同時に、それ以外の調査は自由にやっていただいてもいいのではないかとい う気がしているんです。

舟岡委員 そうですね。私もこの結果を公表する機会があるとすれば、この部分は除いた方 が誤解を与えなくて済むので良いと思います。

竹内座長 どこの部分ですか。

舟岡委員 先生がおっしゃった承認統計調査における民間開放の事例についてです。

竹内座長 民間開放を自由にやっていただいた方がいいという意見が指しているのは、承認統計についてであって、それ以外のものには及びませんということとの相関で出してもいいと思うんです。むしろ、私としては、そういうものは民間で自由に工夫して、いろいろな面白い調査は大いにやってもらった方がいいが、ただそれは国が責任を持って基幹統計として出すものとは違った原則でやればいいんではないかという気がしています。逆に言えば、今の基準を守ることを厳しく言った方がいいと思うけれども、同時に、そのことがすべての統計調査を縛るものだというふうに理解されない方がいいのではないかと思っているんです。

舟岡委員 一般の人は基幹統計と一般統計、指定統計と承認統計の違いはよくわかりませんから、経常3調査についての意見に何か異質なものが加わっているものと思います。だから、 誤解があるのではないかと思います。 竹内座長 なるほど、これについてはもし発表されるなら注釈をつけて、これは違うもので すということを書いていただくといいですね。

舟岡委員 ええ。

大橋委員 なかなかいい意見が多いと思いますけれども、「経常3調査の民間開放への懸念等」の2、4、6番目の意見というのは、やや偏見ではないかと思っておりまして、世帯のプライバシーにかかわる調査については、民間開放には向かないのではないかという、恐らくはプライバシー保護なんていうのは、これは官でなければできない、民はプライバシー保護に得手ではないという前提に立っているように思いますけれども、官だからプライバシー保護が得手かというと必ずしもそうではなく、現に年金受給者の名簿が漏れたりしていることもあるわけでございます。そういう意味からいうと、この意見というのは、官だからプライバシー保護はきちっとされていて、民だからプライバシー保護はされないというような意見だとすれば、これはやや偏見ではないかという印象を持ちましたので申し上げておきたいと思います。

竹内座長 ええ、それはコメントとしていただいてもいいですけれども、これは、それぞれ 意見を伺ったケースですから、必ずしも妥当な意見だけとは限らない。私は、ほかの件でも違 う考えであるところがたくさん入っていますけれども、これは意見聴取でこういうのがありま したということであって、我々とか役所の方がこのご意見に賛成という意味では決してないわけですから、それはそういうものとして出していただいていいのではないでしょうか。

大橋委員からは、偏見が強過ぎるのではないかというご意見がありましたが、ほかの点で言えば、いろいろ私も意見がありますけれども、それなりにこういうふうにいろいろ感じられているんだろうなということについてはわかることはわかります。もっとも、サンプルを拡大して精度を飛躍的に上げてほしいというのは、それはお金があればできますけれども、としか言いようがないこともありますが。

何かご意見ございますか。では次に。

柴沼補佐 資料3についてですが、民間事業者からも意見聴取を進めるということで前回懇 談会の際に報告させていただきまして、その状況をごく簡単にこちらに報告してございます。

まず、経常3調査につきましては、ここにございますように、特定の事業者をこちらで選ぶわけには行かないものですから、説明会の案内を出しまして経常3調査の中身について説明し、そこで関心の有無といったことを、こちらの方でいわゆるアンケートのようなものを実施して聞いているといった状況でございます。

今のところ18社ほど説明会に参りまして、そのうち16社が関心ありと言ってきておりますが、

その中身につきましては、かなりまちまちと言いますか、業務実施体制等も各社言っていることは相当精査しないといけない部分も多くございまして、さらに事務局で精査してまいりたいという状況でございます。

それから、平成20年の住宅・土地統計調査につきましては、とりあえず先ほど話題に上がりましたように、試験調査の受託事業者に対して、まず私どもの方でヒアリングを行っております。そこで、規模の話が出てまいりましたので、では他の事業者であればどうなのか、そういったところが焦点になってまいりますので、そのあたりもう少し他社の状況を聞いていきたいというふうに考えてございます。

それから、個人企業経済調査につきましては、試験調査を昨年やった事業者につきましては、この調査どういうものかというのはもう既にわかっておるわけでして、それらの事業者であるとか、あるいは、最近統計局でやっております入札に参加してきたといった事業者を中心にいたしまして、具体的な受託可能性について、他の調査よりも事業者側もかなり情報が多いものでございますから、それを踏まえてどうかといったところを意見聴取しているというところでございます。そこでは具体的な課題も出てきておりますので、そういったところをさらに実務的な論点をさらに詰めていくといったことを、個人企業の場合にも考えていかなければならないというふうに考えております。

若干、今申し上げましたことと重複いたしますが、今後の予定といたしましては、経常3調査につきましては、民間事業者の意見の精査が必要という状況でございまして、ヒアリングに委員にご参加いただいてというふうなことも申し上げておりましたが、内容を見極めながらそれについても検討するというように考えております。

それから、住宅・土地統計調査につきましては、先ほど申し上げたとおりです。個人企業経済調査につきまして、取組内容のさらに具体的、実務的な部分について、いろいろと意見を聞いていく必要があるかと。特に、都道府県で関心を持つところもございますので、そういたところで特に悩んでいるところはどうか、そういったところと突き合わせるといったことをさらに継続的にやっていくのかなというふうなことを考えております。

簡単ではありますが、民間事業者からの聴取状況は以上でございます。

竹内座長 聞き取りの内容については、今後のことなので改めてご紹介いただけると思いますが、ですから、その件はこんな状況だということを伺っておけばいいのではないかと思います。

吉澤座長代理 資料3ですけれども、民間事業者という部分は、マーケットリサーチ協会、

どういう団体があるか完全に知っているわけではないけれども、そういう団体も相手にというか、あるいは呼びかけて意見を聞いたりしているのですか。そうではなくて事業者だけですか。 柴沼補佐 マーケットリサーチ協会等を通じまして説明会の案内を出すという形をとりました。

吉澤座長代理 協会を通じて出しているということですね。

柴沼補佐 はい。加盟していないところは個別に連絡していますけれども。

吉澤座長代理 協会自体から代表が来ているとかいうことはないですね。

柴沼補佐 協会自体では来ておりません。

吉澤座長代理 今のところはないと。

柴沼補佐 はい。基本的にその一般的な意見を聞くということではなく、この調査を具体的 にどう考えるかということを主眼にしておりますので。

竹内座長 あなたのところでやるかどうかということを聞くということですね。

吉澤座長代理 この間、ISIのポルトガル大会がありましたけれども、民間事業者が中心になって国際標準化機構の中で調査に関するガイドラインを作って、2万幾らかだったか、正確な数字は忘れましたけれども、これに関してはヨーロッパのユーロスタットなどの国によっては、随分関心を持っているところもあって、どう使うかなんていう議論を発表したところもあるんです。日本の場合だったらマーケットリサーチ協会などが事務局になって出しているんだけれども、まだISOの規格を翻訳して日本の中でどう使うかはっきりしていないですけれども、やっぱりそういう業界としての動きも結構あるわけです。

竹内座長 それは、今でも民間でやっているようなマーケットリサーチとか世論調査とかそ ういうことでしょう。

吉澤座長代理 ヨーロッパなどでは民間のガイドラインだけれども国でも使えるかという話もあるんですよ。だからというわけではないけれども、この民間事業者それからその団体などから意見聴取をしたり、あるいは話し合いをする、コミュニケーションをとるということは今後とも非常に大事だと思いますので、よくやられた方がいいと思います。

竹内座長 それに、ISOでそういう条件か何かが決まったら、それがどこまでこの国の調査をやるときに使えるかとか使えないとか、それ以外にどういう指標をつくるかということを やる必要がありますよね。

どうもありがとうございました。

それでは資料4をお願いします。

杉山調査企画課長 資料の4をごらんください。今後のスケジュールということでございます。

経常3調査の関係につきましては、民間事業者からも意見聴取をしているところですけれど も、そういったことを整理しながら、必要に応じて非公式の懇談会みたいなものを開催する可 能性もあるのではないかということで、ここに括弧書きで書いております。

11月下旬から12月上旬にかけまして第4回、次回の懇談会を開催する予定で、そこにおきましては、科学技術研究調査、これは国直轄の調査で19年度調査を民間開放しているものですが、この実施状況の評価でありますとか来年度に向けての措置、そういったことについてご報告したいと思っております。

それから、それ以外の指定統計調査に係る取組の方向です。今やっているものを含め、住調等々の取組方法について議論を集約・整理してお示ししたいと思っております。

来年ですけれども、先の話になりますが、 2 にございますけれども、21年度に実施される 周期調査、これは全国消費実態調査ですけれども、その取組も議題として上げつつ、また、科学技術研究調査の20年度分の業務の入札の関係についても取り上げたいというふうに考えております。中期的な見通しとしては、以上のようなことになります。

引き続き、資料の5の個人企業経済調査の取組状況でございます。

1として都道府県からの意見聴取の状況を整理してございますけれども、これについて、8 月時点では民間開放を検討しているのが11県ありましたので、これについても基本的には民間 開放を進める方向で動くということでやっております。1の(2)(3)に検討している都道 府県における懸念とか、あるいは検討していない都道府県の疑問等を整理しておりますのでご 覧になってください。

2の今後の予定でございますけれども、(1)は事業者に係る情報の都道府県への提供について、それから(2)は個人企業経済調査についての基準条件の内容の具体化を早急にやりたいと考えております。

それから(3)のその他ですけれども、これは実際にそういった事柄を検討した上で、早々に都道府県の関心が高い実務的な事項も含め、ガイドライン等の形で情報を提供したいということであります。

資料5は以上です。

それから資料の6、就業構造基本調査の民間開放の実施状況でございます。

これは、1番目にこれまでの経緯が整理されておりまして、前回は7月31日には事業者の落

札についてまではお話しいたしましたが、その後8月に正式に契約を締結し、今、9月段階で は準備調査を開始しているというところであります。

2番目の今後の取組予定ですけれども、受託事業者の体制整備のさらなる確認ということで、 調査員の確保状況とか、調査票の配布・取集・検査体制の精査等を実施する予定です。調査票 の配布・取集は、ここにありますように9月23日から10月15日にかけて実施いたします。それ から、検査、市への提出は10月中旬ということで動きます。

最後に、調査終了後に評価を実施するということで、調査世帯に対するアンケートや、あるいは調査員に対するヒアリングを実施します。その結果を踏まえて事後評価を実施したいと考えております。

以上です。

竹内座長 個人企業経済調査は実際に行われるのはいつでしたか。

杉山調査企画課長 20年度を予定しております。

竹内座長 20年度の初めから、4月からでしたか。

杉山調査企画課長 正確な時期についてはまだ整理されていないのですが、一応、民間開放 に必要な統計法施行令の改正の改正を年内に行う方向で動いております。

竹内座長 個人企業経済調査については、試験調査をやりましたが、その情報は民間開放を 実施する都道府県には十分伝えるのですか。

杉山調査企画課長 はい、前の研究会の報告書が、調査A、調査Bという形で、全国規模で やる場合の実施可能性、都道府県単位でやる場合の実施可能性ということでお示ししているも のでありますので、それは伝わっているものと認識しています。

竹内座長 注意すべきところも伝わっているのですかね。それから、個人の試験調査の分析 というのは、まだ何かあったんですか。

杉山調査企画課長 そこは前の研究会の最終回で統計量の比較みたいなものをやらせていた だいていて、一応それを事務的には継続的に研究しているという状況ですが、今日は手元にご ざいません。

竹内座長 都道府県には十分伝えた方がいいと思います。どういうところに問題が起こり得るかということを示したいので。つまり、実施する側に十分伝える必要があると思うので、それをお願いしたいと思っているだけです。

杉山調査企画課長 できるだけ都道府県のお役に立てる情報を整理してお渡ししたいと思います。

竹内座長 それで、今後の検討スケジュールと実施状況というようなことについて、ご意見 ございますか。

就業構造基本調査の民間開放の部分はごく一部でしたけれども、これは、ちょうど今行われているところなわけですね。23日から調査票の配布ということですから。次の11月下旬の懇談会のときには、その結果についてはある程度、状況報告できる部分があるでしょう。

舟岡委員 就業構造基本調査について、既に調査員の確保等の体制が整っているかどうかの確認は終わっていますか。

杉山調査企画課長はい、終わっております。

竹内座長 もう実行に入っているんでしょう。

杉山調査企画課長 ええ、23日から動いております。

柴沼補佐 調査員の体制等につきましても、越前市に確認に話を聞きに行っております。

舟岡委員 調査の欠落がないように行うためには、事前に調査の実施体制についてモニタリングすることが重要だという意見が研究会で出たと思いますが、どういう手順でどういう日程でモニタリングを実施したのか、それぞれの段階でどういう状況だったのか。多分、試験調査ですと市も必死になって取り組みますから、登録調査員等にも声をかけて最終的には調査員を全部そろえて、何とか実施できる体制とすると思いますが、どのような状況だったのかも含めて、統計局では把握されていると思われますが、いかがだったのでしょう。

杉山調査企画課長 9月の半ばに2日間にわたって越前市の職員とともに調査の綿密な打ち合わせをしております。その状況については、今手元にありませんが報告できると思いますので、機会を改めて報告いたします。

柴沼補佐 もう少し全体的にまとめた形で、いろいろと整理をさせていただければと思って おります。事業者に対しても、日単位での業務報告などの措置は講じておりますので、そうい った情報を活用してでき得る限り情報収集していきたいというふうに考えております。

吉澤座長代理 越前市のほかには、例えば福井県の中でほかの市町村とか、ほかの県では挙がってこなかったのですか。

柴沼補佐 福井県の中でも、ある程度の話はできたところもあることはありますけれども、 統一選と重なってしまったため結局話が流れてしまったというところもあります。

吉澤座長代理 しかし、今後のことも考えて例えば住調なんかでも、福井県で1市ぐらいは やるかもしれないけれども、あとはほとんどやるところがないというような事態というのが考 えられるわけですが、育成というような観点からは、もう少し手を挙げてくれるところがいな いと。余りたくさんあっても困るということはあるでしょうけれども、一方で、このぐらいの数だけでいいのかというのがちょっと気になるところです。もう少し育成できないかなという点はどうでしょうか。

川崎統計局長 そこはなかなか難しいところで、我々もできるだけ情報も提供するし、またいろいろなことについて相談やサポートもしますということを言っておりますが、最初のときにやっぱり何といってもどこも経験がないので、そこで尻込みしたところがあるのかもしれませんが、少しはありそうな気配を感じております。育成という形がいいのか奨励というのがいいのかわかりませんが、少なくともしり込みされない程度に、我々もこういう仕組みでやっていく以上は、それなりの形や数や実績が上がるようにはしていきたいというふうに思っております。

竹内座長 その点は閣議決定するときに、民間からもっと推進しろと言われるのであれば、ちゃんと業者を育成するということについてまで踏み込んでおくべきだったと思うんです。一方で開放と言いながら、業者の育成にお金を出してはだめだとなると、なるべく安いコストでやれと言ってもそれは無理ですよね。そこのところはやはり、申しわけないけれども、なかなか手を挙げることもできないし、もう少し本当にそういうことを推進するんであれば、そのことも考えていただきたいということを言った方がいいのではないかと思っています。

吉澤座長代理 5年間ぐらいは何か優遇するようなものがないと。

竹内座長 そうです。そう5年間ぐらいは。

吉澤座長代理 急には絶対に無理な話だから、少しずつ進めていかなければいけない問題ですね。

竹内座長 それは、今まではいろいろな産業をそういう意味で国が育成して、それで民間業界を育てたことはたくさんあるわけですけれども、そういうときは少なくとも初期はちゃんと育成して、少し補助も、何らかの形で出してやっていたわけで、いきなり民間開放するけれどもそれを安くやれと言ってもそれは無理だと思います。そこのところは、それは無理だということを十分確かめるということだけでもそれが実情ならそうだということは、はっきりとさせた方がいいのではないかと思うので、当面手の挙げるところが少なくても仕方がない。全くないと経験を積むこともできませんから困るので、少なくても仕方がないかなと思っているんですけれども。

吉澤座長代理 今日、住調のときでも少し言いかけてやめてしまったけれども、結局この調査をするというか、実際に調査をするところで、その都道府県なり市町村とのインターベース

の部分が後の方の審査、それから統計センターとのインターベースの部分というのは見えない コストがいろいろかかっているわけですよね。

今までの国のやり方で、全体としているいろ費用を見ているわけです。そこでいろいろなやりとりがあった。それを急に切り離して民間にといっても、そこは全然表に出ないから非常に難しい。そこが明確になってくればお金のカウンティングの仕方も出てくるわけだけれども、それは5、6年経験しなければなかなかできない部分だから。

竹内座長 それで、そういうことに管理費とかで調査員手当てに上乗せして予算をつけられるならいいですけれども、現在の予算状況ではそういうことなかなか難しい。そういう意味で、本当に将来育成するんだったら、むしろ育成のための費用を出す方が、結局長い目で見ればちゃんとまともな業者が育って、それだけ効率よくなると思うんですけれども、なかなか現在の財政状況のもとでは、財政当局はそれを認めないと思うので。

舟岡委員 資料4の今後の検討スケジュールにおいて、科学技術研究調査について、20年度 分の業務の入札は、19年度と同様な内容形式で民間委託することを想定されていますか。どこ まで同時に、一番下の 2ですが、同時に行うことを想定して、何をここで行うのですか。

杉山調査企画課長 総合評価は公共サービス改革法でやらなければいけない。また、内閣府 の方でも並行して評価をやるという流れになります。

舟岡委員 そうではなくて、19年度に科学技術研究調査を初めて民間開放して実施しました。 それについてどういう問題があったとか、どういうところを改善すべきだとか、民間開放する ときはどの部分をどういう方法で行うべきかについての評価をきちっとやった上で、20年度の 科学技術研究調査の民間開放をどのような仕組みで行うのが適当かという議論がないといけな いのではないですか。今、おっしゃった総合評価の審査ということになりますと、19年度の民 間開放をそのまま踏襲してということになりませんか。

竹内座長 19年度実施状況の評価というのが、今後のスケジュールの中に入っているでしょう。

舟岡委員 あわせて20年度についても実施してしまうのでしょう。

柴沼補佐 中身につきましては、今、検討中でございます。

竹内座長 そこは少し間をあけなければいけないのではないかというか、 が前提になって があるはずだから、同時というのはちょっとおかしいのではないかということですか。

舟岡委員 ええ。総合評価の審査もと言ったらもう枠組みが決まってしまいますから。 竹内座長 それ同時にやるのですか。 舟岡委員 そうなっていますが。

飯島総務課長 総合評価の方の審査は、第4回ではなくてその次を想定しております。

竹内座長 次ぐらいになる。

舟岡委員 次ですか。

柴沼補佐 今、まさに中身について、第4回で19年度、20年度とを検討しております。

舟岡委員 なるほど。

柴沼補佐 第4回、第5回と分けてやればいいのかもしれませんが、申しわけありません、 とりあえず第4回で両方ということで組ませていただいております。さらに年を改めて、その 結果を受けて20年度どうするかについて。総合評価というのはまた次に出てくるということを 想定しておりますので、そこでまた、ご参加いただければということを書いているつもりです。

竹内座長 それでいいでしょう。

舟岡委員 はい。

川崎統計局長 ご参考までにちょっと申し上げますけれども、科学技術の19年度の評価については、内閣府の官民競争入札監理委員会の方でも報告をという話がありまして、近いうちにそちらの方の報告とか審議の日取りもあるかと思います。そちらの方からもいろいろご意見をいただくとことになると思います。

竹内座長 あるいは、全面的に民間開放というかになっているので、きちんと整理しながら 進んだ方がいいと思います。

きょうの議事はこの辺でよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

杉山調査企画課長 1点だけよろしいでしょうか。

次回ですけれども、とりあえず日程についてはまだ調整が終わっておりませんので、11月下旬から12月上旬ということで調整させていただきますのでよろしくお願いします。

竹内座長 では、どうもありがとうございました。

午後 5時50分 閉会